

生徒通学交通費助成制度のご案内

愛別町では、高校生を育てる保護者の負担軽減を図り、子育て環境の充実に資することを目的に、高等学校へ通学する交通費相当額の一部助成を行います。

助成制度の内容は次のとおりです。

1. 対象者

愛別町に居住し、町外の高等学校へ通学する生徒

※ただし、次のア～ウに該当する生徒は対象外となります。

ア. 生活保護法に基づいて、通学費相当額を受け取っている生徒

イ. 通学先市町村や北海道教育委員会等から通学費の助成を受けている生徒

ウ. 高等養護学校へ通学している生徒

通学先	乗車駅	助成金額		助成対象期間
旭川市内の高等学校	安足間駅	月額：乗車駅から旭川駅までのJR通学定期券（1か月）の額の1/2以内	町民税非課税世帯は左記定期券等の10/10の額 (※1)	第1学年：入学した月～翌年3月 第2学年：4月～翌年3月 第3学年：4月～卒業証書を授与した月 <u>※月に15日以上、通学した場合は助成しますが、15日未満の場合は、助成対象外になります。（長期休業期間中は助成対象とします。）</u>
	愛山駅			
	中愛別駅			
	愛別駅			
上記以外の高等学校		高等学校への通学にかかる定期乗車券等の額の1/2以内		

(※1) 町民税非課税世帯のご家庭は申請書下部の「同意書」に必ずご記入いただきますよう、お願いいたします。

2. 助成金額等

※通学交通費の助成は、JR以外（バス、親の送迎、自転車等）で通学する生徒も助成の対象になります。JR以外で通学する生徒の「乗車駅」は、JRでの通学を想定した際に利用するJRの最寄りの駅となります。

3. 申請方法

申請時期（10月と翌年3月）になりましたら、教育委員会から対象となる生徒のご家庭に助成申請書を送付します。

提出された申請書に基づいて、後日ご希望の金融機関に助成金を振り込みます。

4. 通学交通費の助成が停止になる場合

- ① 愛別町から転出したとき
- ② 下宿等によって愛別町外に住み、通学費がかからなくなったとき
- ③ 高等学校を卒業または退学したとき
- ④ 死亡したとき

お問い合わせ先 教育委員会学校教育係 (TEL 6-5115)